

アメリカにおける5ヶ年特別償却制度(2)

小 森 瞭 一

目 次

- IV 朝鮮戦争期における5ヶ年特別償却の表示とその会計処理
 - 1 特別償却についてのA I C P Aの見解
 - 2 年次報告書上での開示実態調査
 - 3 特別償却の期間利益への影響
 - 4 年次報告書における特別償却の表示
 - 5 繰延税債務の表示
 - 6 開示実態調査のまとめ
- V 朝鮮戦争期の経済的背景と特別償却実施の状況
 - 1 1950年における生産設備の考察
 - 2 特別償却計画の規模
 - 3 発行済必要証明書の業種別分類
 - 4 特別償却割合の決定とその批判
 - 5 第二次大戦時との比較
 - 6 承認割合の経済学的分析
 - 7 企業別特別償却割合の決定

IV 朝鮮戦争期における5ヶ年特別償却の表示とその会計処理

- 1 5ヶ年特別償却についてのアメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants……以下A I C P A)の見解

アメリカの大企業(上場会社)は各事業年度の活動の結果を公表財務諸表を中心とする年次報告書(Annual Report)として、利害関係者に公開することを義務づけられている。この年次報告書において緊急設備に対する5ヶ年特別償却がどのように表示され、かつその表示からどのような会計処理が行われたか

を朝鮮戦争期の緊急設備について見てみよう。(以下5ヶ年特別償却を特別償却と略す。) 年次報告書を見る読者はこの特別償却の表示に関してその取扱いが違うので迷わされる。概括的に区分すると、1つは税務計算上のみ認められる特別償却を一般の財務会計上の償却計算とまったく同様に扱う方法であり、他は会計上、普通償却のみを行い、特別償却が税務上認められることによる節税分のみを税引前利益から控除することにより費用化すると同時に、貸方側で特別償却後支払われるべき租税債務として負債の側に計上している。これは特別償却期間中は税務計算上、特別償却分が控除されるため、その特別償却額に実効税率を乗じた分が節税されたことになるが、特別償却後なおその設備は使用されていたとしても税務計算上特別償却部分はずでに償却済みであり、二重に償却出来ないため、その時点において過年度の節税額をはき出すことになる。この時に支払うべき租税債務として計上されているのが上の負債項目である。このような会計処理や表示が現れた背景にはA I C P Aの「会計研究および用語公報」(Accounting Research and Terminology Bulletins 1961. Final Ed. 以下「リサーチ・ブルティン」と称す。)がある。

そこで、このA I C P Aの特別償却の処理についてのこの公式見解を要約して見ることにしよう。まず、特別償却の実施を許可する必要証明書については次のように要約出来る¹⁾。

- (1) 1950年内国歳入法に加えられた内国歳入法第124節Aはいわゆる緊急設備の取得原価の1部または全部が税務計算上60ヶ月間にわたって償却することを認める必要証明書の発行を許した。大抵の場合、金額が多いので会社側は緊急設備の取得原価のどれだけを必要証明書に示された60ヶ月間償却に付すかあるいは財務計算上の償却期間によるかを決定する問題に直面している。
- (2) 明らかにこの問題を考える場合、多くのいわゆる部分償却が施設の取得

1) AICPA, Accounting Research and Terminology Bulletin (1961), Final. ed. ch. 9 (c) Emergency Facilities, pp. 75-76.

原価以下を対象としているため混乱を招く。5ヶ年特別償却終了後も設備に経済的有効性があっても、5ヶ年末にはその設備の取得原価の大部分に関して有用性が失われる場合の割合を使用すべきである。

- (3) 証明書に示される割合を決定する唯一の根拠ではないにしても、償却期間終了後に設備の経済的有用性が失われることが主な原因となっていることは明らかである。しかし、証明当局は証明額が緊急期間中国防生産能力の拡大を果たすに必要最小限であることを目的としているので、種々の他の諸要素を考慮しなければならない。
- (4) 使用価値の減少に加えてこれら証明書の発行に際して考慮されるべき諸要素には次のものが考えられる。
 - (a) 企業の性格
 - (b) 予想危険の範囲（使用資本額及びその源泉、資本回収の可能性、節税による買入価額）
 - (c) 小企業の援助および競争の促進
 - (d) 政府政策との妥協（例. 危険分散）
 - (e) その他政府の刺激政策（例. 政府の直接貸出、保証契約）

朝鮮戦争期の緊急期間においては、第二次大戦のように特別償却は取得原価全体に対して認められるのではなく、その一定割合に対してのみしか認められないため、その割合を決定する際、考慮されるべき諸要素について述べているが、ここで列挙された要素の他に、設備の性格、その設備で作られる製品の需要状況、市場構造等々が考えられる。しかし、AICPAとしては物理的摩耗の他、緊急期間後の当該設備の経済的有用性を中心として上記5要素を掲記している。

次に、特別償却をも含めた減価償却の会計処理に関する見解を見ることにしよう²⁾。

- (5) 必要証明書に含まれる資産の取得原価の一定割合が税務計算上5年間で

2) AICPA, op. cit., pp. 76-77.

償却される場合、この償却費計算は財務計算のそれと同様の手続による必要があるという議論が一部にあるが、健全な財務会計手続は必ずしも税務上の「総所得」(Gross Income)の計算に含まれる項目についての規則と一致する必要はなく、また「総所得」金額から控除して課税純所得に到達する必要はない。税務計算上の処理が一般に公正妥当と認められた会計原則と一致しないのであれば、財務会計はそれらに従うべき義務はないと考えられる。しかし、税務計算から得られる結果が一般に公正妥当と認められた会計原則による場合とそれほど差異がなければ実務上、財務計算と税務計算を一致せしめるのに利点がある。

- (6) 生産設備の取得原価は経済的耐用年数にわたり、それが提供するサービス(役務)の原価集計でもある。一般に認められた会計原則では、この取得原価はその設備の使用によりサービスが提供される期間と等しい期間になるような設備の見積耐用年数期間中に配分することを求めている。この手続は減価償却会計として知られ、有形資産の取得原価またはその他基準価額(Other Basic Value)から残存価額を控除し、それを通常の方法では各資産の見積耐用年数にわたって配分することを目的とする計算方法である。それは、評価の過程でなく配分のプロセスである。
- (7) 当委員会は会計的観点から財務会計上たとえ必要証明書が発行されなかったとしても、適正な期間よりも短くても長くても、その取得原価が通常の減価償却あるいは特別償却に付されるか否かにかかわらず、緊急設備の性格には何ら本質的に相違する所はないと考える。このことについてよく言われることは、設備の見積耐用年数は取得原価の証明割合に対して税務計算上控除が認められる60ヶ月という画一的期間ではなく、むしろそれよりもより短かったりまたは長かったりするということである。
- (8) 財務会計上緊急設備に関する年々の適正償却額の決定に際しては、これらの設備の大部分は緊急期間中の生産物に対して第一義的に課せられる。償却期間の終了と同時に設備の経済的耐用年数が終わると考えるのが適正

であり、その割合に応じてこの設備の取得原価は当該期間中の適正な営業経費となる。

- (9) かかる設備の有用性を見積もる場合、緊急期間後の適応性、その設備の使用が他の設備の経済的利用度に与える影響、試作や緊急状態に伴う過重コストの可能性、もし会社が特別償却を実施すると必要証明書に認められた減価償却控除額は緊急期間後税務計算においては認められないことなどを考慮しなければならない。多くの場合、緊急施設の取得は償却期間中において使用される程度やその後の有用性について多くの不確実性を有している。
- (10) 多くの場合これら諸要素を考慮した結果、もしこれらの要素がなければ適正と考えられる減価償却費以上の額が緊急期間中に生ずると考えられる。しばしば、税務計算上の特別償却額を緊急設備の取得原価の通常償却と一致せしめるよう表示することに不満の声がある。しかし、税務計算上特別償却として認められた額が見積減価償却額とそれほど異ならなければ、財務会計上は見積減価償却額を使用すべきである。
- (11) ある場合には、必要証明書には所有者が旧設備の代わりに緊急期間後において使用する設備をも含んでいる場合がある。その結果、旧設備は従来の耐用年数に基づいて償却済となる前に非生産的または陳腐化する場合がある。このような場合、所得に課する減価償却費は全資産に関連して決定されるべきであり、結果的には健全な償却会計は資産勘定全体に適用されるべきと考える。

以上はA I C P Aの特別償却の考え方を示すものであるが、アメリカでは周知のように税務会計と企業会計は必ずしも合致することを要しない。したがって、税務計算上のみで認められる特別償却は必ずしも企業会計において通常の減価償却と同様な処理をする必要はないが、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則に反しなければ、実務上税務計算と財務計算を合致させる方が望ましいという基本的姿勢を示している。

また、減価償却は原価主義による取得原価の期間配分の問題であり、その限りでは特別償却も同じである。この理念に立てば60ヶ月間を一応の償却期間とする現実の規定は画一的と考えられる。正しくは設備の緊急期間後における経済的価値喪失部分に見合う期間が望ましいと考えられるが、その経済的有用性の評価に際しては緊急期間後の適応性や他の設備の経済的利用度へ与える影響、試作や緊急状態に伴う追加的コストの可能性、特別償却部分の二重控除禁止規定などを考慮すべきであるとしている。

基本的には特別償却をも一般に公正妥当と認められる会計原則から判断して、それが緊急設備であるがゆえに緊急期間中により多くの経済的価値喪失の危険があることから通常の減価償却とは量的に異なるとしても質的には異なっていないという見解をとっているようである。したがって、両者は量的重要性を基準にしてそれほど差異がなければ、税務計算と財務計算を合致させることを認めていると考えられる。

さらに法人税への影響とそれをめぐる会計処理及び表示法については次のように要約出来る³⁾。

- (12) 設備の取得原価のうち必要証明書が与えられた部分に対して財務計算による帳簿上の償却額が税務計算上控除される償却額よりも非常に少ない場合は当然のことながら、特別償却期間中毎年支払われる法人税額は、財務計算上の利益に対して計算された額よりもずっと少額になるであろう。このような場合、特別償却期間終了後は法人税は税率が同じなら財務計算上の利益で計算された額を同額上回ることとなろう。したがって、この差異が重要な影響を与える場合、特別償却期間中において、必要証明書が認められない場合の償却額を税務計算上の特別償却が上回った額だけ今後支払われるべき法人税があることを知らせるため損益計算書上に費用として計上すべきである。この場合、費用として計上する額は税務計算上特別償却が認められない場合の法人税額が特別償却期間経過後支払わねばならない

3) AICPA, op. cit., pp. 78-79.

と考えられる法人税額を超過すると見積もられた計上額である。この見積額はそれが行われた時に合理的に予測されうる変化をも加味して損益計算書の対象期間において施行されている通常の税率および超過税率に基づいて計算されるべきである。

- (13) 法人税繰延べの計算に際して、その費用を追加的法人税として処理することが望ましいと考えている。かかる場合、それに関連した貸方項目は繰延法人税勘定 (An Account for Deferred Income Taxes) に記入することが適切である。この方法によると特別償却期間における設備の耐用年数中、毎年の法人税額は税務計算上特別償却が行われない場合の法人税額を超過する額が繰延法人税額に計上されるため少なくなる。この手続により純利益は大体正しい期間損益対応の結果を反映するであろう。
- (14) 法人税の繰延額に影響を与える必要性は認められるが、これを追加的特別償却または追加的減価償却として損益勘定の費用に計上する方法を主張する人もいる。この主張は税務計算上、設備の取得原価の将来の損失を認識する実務的手段として特別償却引当金または減価償却引当金に貸方計上する。この処理を行う場合、年々の償却費は特別償却期間終了後のこの設備の償却期間においてはその額だけ減少するであろう。この処理方法は前述の処理と同じ純利益額を生ずるので、一般に公正妥当と考えられるが、前述の処理をより良い方法であると考え。いずれの場合でも、その行った処理方法を明示しなければならない。

特別償却を行う場合、それを実施している期間は税務計算上、課税所得が特別償却分だけ減少するため節税部分が生じるが、この期間が過ぎるとこの節税部分は払い出されることになる。その前後において税率が等しければ同額の課税の繰延べが特別償却による利益と考えられ、その会計処理方法と表示を示したのが上の規定である。A I C P A が示す2種類の処理方法は先に述べた年次報告書に読者を混乱させる形となって現れて来ているが、A I C P A としては特別償却を通常の減価償却と同じように処理するよりも、むしろ税務計算上に

における特別償却の機能すなわち課税の繰延べである点を強調するため、その会計処理および表示に関しては(借方)法人税、(貸方)繰延法人税の会計処理を勧めている。これはあくまで財務計算が税務計算と必ずしも一致する必要のないアメリカにおいて、税務計算のみに認められた控除項目である特別償却を財務計算上に反映するには、その影響の純額表示とでも言いうる課税額上の差異として財務諸表上表示し、財務計算と連絡させる見解であると言える。

特別償却を通常の減価償却と同様に考え、通常の減価償却と同様に処理することは結果的には同じ純利益を出すことになるが、特別償却採用による特別償却期間中の減税額の大きさや、それと同時に特別償却期間後に増加するであろう租税債務を明らかにしえない点で明瞭性、公開性に欠けると言えよう。

2 年次報告書上での開示実態調査

1953年度において約200社の年次報告書の調査の結果、特別償却を計上した60社中22社は通常の減価償却を損益計算書で財務計算上費用化し、特別償却については繰延租税債務として認識するAICPAが望ましいと勧告した方法によっている。他の37社は税務計算と財務計算とを同様に処理して帳簿上でも特別償却と通常償却と同じ方法で処理している。これらの会社は緊急設備として指定された割合が比較的少なく、償却資産の通常の耐用年数が比較的短いなどその金額の重要性は少なかったと考えられる。このうちDouglas航空機会社及びRiverple銅・亜鉛会社は独自の耐用年数によっているが、一般にはそれを適正な償却期間であると立証する客観的データが少ないためその例は少ない。また、New York Central鉄道会社1社のみ帳簿上特別償却も計上しなければ、繰延租税の表示もせず脚注にのみ特別償却額を記載しているがこれは例外的といえよう⁴⁾。

以下この調査を中心に実際に行われた会計処理及び財務諸表への表示につい

4) J. H. Myers, "Accelerated Amortization of Defense Facilities in Annual Reports," Jour. of Accountancy, Feb. 1955, p. 52.

て見ることにする。

3 特別償却の期間利益への影響

税務計算上と同様な処理を財務計算において行い、特別償却を帳簿に計上した37社のうち4社は、その特別償却を計算しうるに十分な情報を提供していないが、残りの33社は特別償却額が特別償却に付する資産の額（したがって特別償却見積額を計算しうる）を示している。さらにこのうち6社は特別償却が普通償却を超える超過額をも示している。これらの資料から先述のA I C P Aが望ましいと勧告した方法による場合、その公表利益がどれ位増加するか、すなわち特別償却を財務計算上行わない結果、公表利益がどれ程変化するか予測することが出来る。税率が純利益に対して52%（調査時の税率）の割合で課せられるとすると、普通償却を超える特別償却額の48%が利益の中に還流することになる。

次の表は税務計算上の特別償却を財務計算から分離した結果、純利益がどのように増加するかを上記33社について見たものである。

純利益の増加割合	会社数
0% ~ 5%	16社
6% ~ 10%	7社
11% ~ 15%	6社
16% ~	4社
計	33社

16%以上の増加を示している4社のうち1社（Alcoa社）が除外事項として監査報告書で監査人が限定している。

この表は普通償却の平均償却率が5%であり、超過利潤税は課されないという前提に立っているが、この前提については議論の余地がないわけではない。しかし、利益を過少評価する割合が大きければ、当然これらの財務諸表はその経営成績及び財政状態を適正に表示していないため監査報告書上、「不適正意

見」がつけられてしかるべきである。比較するため財務計算上、普通償却のみを計上し、特別償却は税務計算上でのみ行い、それに現行税率約52%を乗じた額を繰延租税債務とする処理をした22社について、今度は特別償却を普通償却と同じ処理をし税務計算と財務計算を合致させた場合、どれほど公表利益が低下するかをみると次の表の通りである⁵⁾。

利益の減少割合	会社数
0% ~ 5%	6社
6% ~ 10%	6社
11% ~ 15%	7社
16% ~	3社
計	22社

この表を前の表と比較すると、特別償却が純利益に5%以下しか影響を与えない場合は税務計算の特別償却を財務計算上においても計上する方法を好んで選択していることがわかる。特別償却が利益に5%以上の影響を与える場合は純利益への影響の大きさのいかにかかわらず、とくに選択される方法に著しい傾向は見られない。

4 年次報告書における特別償却の表示

ほとんどの会社は貸借対照表と損益計算書のいずれにも「特別償却」(Amortization)という用語を使用しているが、「減価償却」(Depreciation)という用語を使用している場合もある。特別償却を普通償却と同様に処理した37社の中で最も一般的方法の代表例は Dupont 社の例に見られる。それは損益計算書の脚注で「これら緊急設備の特別償却については1953年の10,051,837ドル、1952年8,010,346ドルを減価償却及び陳腐化引当金とした」と述べているにすぎない⁶⁾。他のよく使用されている方法は損益計算書上、別項目として明示し

5) J. H. Myers, op. cit., p. 53.

6) J. H. Myers, op. cit., p. 54.

たりまたカッコ書きで緊急設備の特別償却として含まれる額を示している。Allied Chemical and Dye 社がこの例である。また、通常の減価償却記入の下に緊急設備の特別償却を損益計算書で別項目として表示したのもある。(Air Reduction 社, Pennsylvania Salt 社, Ohio Standard Oil 社)

Dragon Cement 社は連結損益計算書の下に減価償却、緊急設備の特別償却について別々に明細表を添付している。Continental-Cann 社, Gaylord Container 社および G. E. 社は監査報告書の本文中にかかる特別償却額を示しているが、財務諸表上や脚注には明示していない。これら3社のいずれにおいても帳簿上特別償却の実施額が利益に及ぼす影響は軽微である。これらの特別償却についての情報は利益に及ぼす予測値を計算する場合に助けとなるが、その場合必要なことは特別償却が普通償却を超過する数値である。37社中7社がこのような数値を示している。Caterpilla Tractor 社, Eastman Kodak 社, Minneapolis Honeywell 社, Buffalo Eclipse 社は総償却額を脚注に、特別償却額を損益計算書に示している。American Boxboard 社は財務諸表の本文中カッコ書きでその数値を示し、Gaylord Container 社及び Air Reduction 社は社長の声明文の中にその値が示されている。

Alcoa 社及び Air Reduction 社は特別償却実施により純利益がどれ程影響を受けるかを財務諸表脚注の終わりに示している。例えば Alcoa 社の場合「もし緊急設備として必要証明書で認められたこれら資産の取得原価の割合が見積経済的耐用年数と同一基準で償却されたとすれば、1953年の税引後公表利益は約1,150万ドル増加するであろう。」と述べている⁷⁾。

5 繰延税債務の表示

財務計算上、普通償却のみを計上し、特別償却による税の繰延べに対して引当金を設定した22社のうち、約2/3がその繰延べられた税額を損益計算上別項目として表示している。他の1/3は大部分他の連邦所得税額と合算し、脚注で

7) J. H. Myers, op. cit., p. 55.

区分表示している。Pittsburgh Plate Glass 社は脚注の代わり年次報告書の本文で明示している。税の繰延べを費用化(利益から控除する方法)する代わりに利益剰余金にチャージする会社が2社あった。

貸借対照表上の取扱いについてはかなりの相違がある。最も一般的方法是別項目または他勘定と合算して準備金(Reserve)または繰延税控除(Deferred Credit)として税債務を繰延べる方法である。既述の通り、2社が減価償却準備金(The Reserve for Depreciation)という項目で貸方表示している。Sinclair Oil 社は流動負債の中に繰延税金を含めており、数社の公共事業会社の内、2社は未処分利益剰余金項目の1つとして税金の繰延べを含めている。「用途確定の利益剰余金」という項目の下で、Cleveland Electric Illuminating 社は次の2つの項目に区分する。すなわち、「非制限的」(Unrestricted)と「将来の連邦所得税に限定されたもの」(Restricted for Future Federal Income Taxes)とである。この2項目については脚注で説明している。Public Service Electric Gas 社はその剰余金報告書の「その他」の項目の中で「将来連邦所得税に制限された利益剰余金」(Earned Surplus restricted for Future Federal Taxes on Income)として示し、その額は損益計算書で控除されたのと同額である。このように剰余金項目になっている場合は負債項目として繰延べられた租税債務は認識されていないといえる。州際商業委員会(Interstate Commercial Committee)は特別償却や特別償却適用の結果生ずる税の繰延べについていずれも帳簿上に計上することを認めていない。

New York Central Railroad 社の場合、公表利益は約4,500万ドルであるが、損益勘定に示された費用の基準で税金を計算すると、公表利益は約1,500万ドル減少するにもかかわらず、監査人は「脚注をも含めた財務諸表は州際商業委員会の定めるところの会計原則及び会計処理方法に準拠し適正に表示されている」旨の適正意見を報告している。

他のいくつかの鉄道会社の報告書に対する監査報告書も大体 New York Central Railroad 社と同様「適正意見」であった。

6 開示実態調査のまとめ

以上、1953年度における約200社の年次報告書中60社が必要証明書による特別償却に付された緊急設備を有することが明らかとなった。これらの会社のほとんどで特別償却が行われたという会計処理を十分明らかにしている。課税が繰延べられた会社は一般に計上された額及びその累計額を貸借対照表で示している。監査報告書上監査人によって限定事項が付されていない場合は、特別償却の利益への影響がそれほど重要でないと考えられる。このような場合として次のようなことが考えられる。

- ① 利益の大きさや超過利潤税が普通償却と特別償却との間の差異の大部分を吸収してしまったこと。
- ② 特別償却額が見積耐用年数による償却額に近いこと。したがって、将来超過利潤税がなくなれば、特別償却費は多くの追加的な差異を生じ、純利益に重要な影響を与えることになる。このような会社は継続性を変更してその会計処理方法を変更しなければ、監査人により表示上の不適正意見を付されることになろう。

V 朝鮮戦争期の経済的背景と特別償却実施の状況

1 1950年における生産設備の考察

1950年、朝鮮戦争勃発時と同時にアメリカ経済は準戦時体制に入った。戦争を行ないつつも表面的には平和であり、せいぜい戦争と平和の中間にあった。本来的には平和経済を基調としつつも実質的には長期継続する広範な局地戦争準備のための国防計画を調整し遂行しなければならないような状況にあった。このような期間を「緊急期間」(Emergency Period)と呼んでいる⁸⁾。

共産圏とアメリカの関係は突如危機的様相を呈したときもあり、またそれを回避するため局地戦争へと限定する努力が重ねられたが、かかる戦力を強化するため多くの資源を動員することが火急の事となったのは当然である。当時の

8) D. A. Thomas, Accelerated Depreciation, Ann Arbor, 1957, p. 3.

政府の命令は、侵略戦争阻止への有益な努力のため、戦争準備政策は戦火拡大期間中継続することを要するということであった。朝鮮戦争直前の1950年においてアメリカの国防関係支出は粗国民生産物の約7%に達していた。しかし、侵略防止のために必要と考えられた粗国民生産物の15%~25%という国防動員計画の必要性との間には緊急に行われるべき相当の差異があった⁹⁾。

1950年の夏には、アメリカの全産業においてはほとんど遊休設備能力がなかったため、朝鮮戦争初期においてはとくに増加する防衛活動に多くの諸資源を利用せしめるため、一般消費支出は遠慮しなければならなかった。国防需要を賄い、同時に平時の企業活動を出来るだけ邪魔しないようにするために、平和的民間需要と国防需要がともに満たしうるような水準まで生産設備を建造する政策が必要であった。国民の経済的安寧は全戦争期間中の国防需要に優先しなければならないため、1950年以降の設定目標は国防動員計画において修正されざるを得なくなった¹⁰⁾。しかし、政府当局はなおその声明において、国家緊急期間に突入するに及んで、国民は全面戦争と同様に、現有設備の重要部分を軍需生産に切り換え、軍需生産目的のみの新設備を建造せざるを得ないことを明らかにした。そのために、原料供給の増加や基礎生産設備能力の拡張のために、現存資源の大部分を献げることが必要であった。軍需を賄い民間経済部門を出来るだけ強力にかつ自由に維持するために、生産能力の実質的増加が必要であることは明白であった。この設備能力拡大のための国防計画達成のため、アメリカの産業が広範な影響を蒙ったことはいうまでもない。基礎原料生産者、公共事業、生産財生産者、消費財生産者、その他一般工業、食料生産者等々にわたる。しかし、設備能力の拡大は選択的であり、種々の産業に異なった発達度を生ぜしめた。

9) D. H. Wallace, *Economic Contract and Defense*, The Twentieth Century Fund, New York, 1953, p. 6.

10) その後、国防支出の修正が行われ、同支出が粗国民生産物に対する1951~1955年の割合は次の通りである。1951年(11.4%) 1952年(14.1%) 1953年(14.1%) 1954年(12.0%) 1955年(10.3%) D. H. Wallace, *op. cit.*, p. 8.

国防計画設定に際しては、鉄鋼、石油、アルミ、銅などの基礎原料生産設備拡大に重点がおかれた。朝鮮動乱勃発後の最初の目標の1つは鉄鋼の生産計画であった。1950年1月1日、アメリカは年産99,400万トンの粗鋼生産の能力を有していたが、1954年には、12,300万トンに達した。また、石油は1950年初頭ではその精製能力は1日600~700万バーレルであったが、1953年には当能力は800万バーレルと急増した。1950年の原料アルミは719,000トンの生産能力であったが、計画達成の1955年には合計1,546,000トンの能力拡大を行なった。粗鋼生産設備拡大計画は国内鉱を開発すると限界コストが高いので促進されなかった。粗鋼は輸入に頼り、貯蔵量の大きさは、アメリカの国防の安全性を表すとまでいわれた。基礎産業を含む国防拡張計画の65%以上がそれであったことを明記すべきである¹¹⁾。

第二次大戦中、あまりにも軍需面で急速に発展した機械工業は戦後大部分平和産業に転換したため、第二次大戦後の再度の緊急期において要求されるに十分な供給水準を維持し得なかった。その結果、この産業部門もふたたび再建されねばならなかった。各10年毎に倍加する水力発電能力は一層急速に拡張し、電力の拡大に依存するタービンや電気設備の生産も増加しなければならなかった。通常の運搬車や輸送装置は平和時の経済的要求を満たすことのみで十分であったので、現実的に運搬車や機関車数を増加させる計画は直ちに着手された。全計画案の約20%が公共事業、交通、貯蔵を含んでいた。これらは基礎生産物製造業と同様、国防生産のためにも平和目的のためにも使用されうるものであった。したがって、かかる生産者にとって、国防、平和、戦争経済への変更は実質的な設備転換問題を示すものではない。

単一目的の高能率の機械設備を有する特殊形態の消費財製造業者にとって、国防計画に対する予想は基礎生産者が直面した問題とはまったく別の問題を提示する。特殊化された消費財の生産者はその設備の一部を転換しなければならず、あるいは国防財を生産するために新設備を建設しなければならない。特殊

11) D. A. Thomas, op. cit., p. 4.

目的をもつ設備を国防遂行のための特殊需要に適合させるために転換することは、その設備の型式や内部構造が生産物のいかににより左右されるため高価な犠牲を払わなくてはならない。例えば、自動車製造業者が飛行機生産に転換したり、玩具製造業がロケット組立業に転換することは大変なことである。さらに稼働設備の一部を国防経済における軍需生産に転換することは、民間部門経済を強化する政策と矛盾する。これらの生産者に対して国防当局は新しい特殊目的をもつ設備に遊休設備がある場合は例外として、現存設備を転換しなければならないが、その際、国民及び個人企業に全面的に最少の犠牲でもって、国防生産物の生産を行いうることを目的とした。現実の問題として、種々の一般製造業者は基礎生産物生産者と同様な設備能力の問題と直面しなければならなかった。国防または戦争需要は全能力がどれ程であるかを確定することを求めたが、現存設備が近代兵器生産に転換することが出来るか否かという問題もあった。今日の高度な技術的戦争の場合、これらの生産物とくに重兵器類は非常に複雑なため、それらを生産する設備は高度に特殊化されることを要した。この種の軍需生産は非常に経済的危険性を含んでおり、大抵の場合、高度な単一目的の機械を必要とした。生産及び製造設備能力の計画は1950年237品目の国防生産物指定に始まった。

2 特別償却計画の規模

朝鮮戦争を契機とする緊急期間 (Emergency Period) の特別償却計画は1950年10月に施行され、1949年12月31日以降製造または取得された設備に対して適用されることとなった。第1表は1951年4月までに申請された必要証明書の内訳を表にしたものである¹²⁾。これによると1951年4月までに約8,600の申請書が提出されたが、すでに設備を取得し生産活動を開始したものが約8,300件で、その設備の評価額は173億ドルとなっている。

12) U.S. Dept. of Commerce, "Accelerated Amortization and Private Facilities Expansion" Survey of Current Business, May, 1951, p. 12.

第1表 緊急期間の特別償却計画 (1951年4月30日現在)

(単位:百万ドル)

計 画 項 目	件 数	金 額
申請提出分	8,644	(* 1)
うち生産開始分	8,321	17,297
未生産開始分	323	(* 1)
申請書承認または受理の状況		
必要証明書発行済分	1,147	5,134
必要証明書否認分	300	209
必要証明書未決分	6,874	11,954

出所) U. S. Dept. of Commerce, Bureau of the Census 1951年度版

* 1……資料なし

このうち、申請が受理され必要証明書が発行されたのは、1,147件で金額にして約51億ドルにのぼっている。この金額は設備の取得金額全額であるので、これまでの必要証明書において特別償却の実施が認められた平均割合70%を乗じた約35億ドルが5ヶ年間の特別償却に付されることになると予想される。

また、約2億ドルの取得原価を示す300件については必要証明書の発行は否認されているので、結局、4月30日までの審査では120億ドル弱の約6,874件が未決のままで残っていることになる。増加率はやや低い但其後も必要証明書の申請は増加しつづけている。1950年10月に施行されて以来、1951年2月までの当初4ヶ月間は1ヶ月平均800件の申請があり、3月になると1950年9月23日以前に取得された設備に対する特別申請の取扱が3月23日を締切日と内国歳入法で規定されていたため集中した。1951年4月に入ると月末の週の240件を最高にして漸次減少する傾向が出て来た。鉄鋼など基礎素材産業の拡大開発政策を特徴としていたためか、比較的巨額な鉄鋼、非鉄金属産業設備に対する必要証明書の申請は本計画施行当初に集中した。その後2ヶ月間ほどで証明書申請数も減少しかつ1件当たりの平均金額も低下した。1951年4月では証明書申請数も設備の平均額も著しく減少した。

第2表 第二次大戦と朝鮮戦争期間中の必要証明書の産業別分布

業 種 名	総 額 割 合	
	第二次大戦中	朝鮮戦争期
製造工業合計	65.1%	90.3%
鉄 鋼 製 品	12.1	44.3
非鉄金属製品	4.7	8.3
化学及び応用製品	5.9	9.4
石油, 石炭製品	9.6	10.4
機械, 電力設備, 器具	8.6	3.3
鉄砲, 弾薬, 戦車, 造船	9.7	1.0
飛行機, 部品, 半製品	7.7	6.4
そ の 他	5.8	7.2
非製造工業合計	34.9	9.7
鉄 道	21.3	6.8
そ の 他 輸 送	3.3	2.9
電 力	4.1	—
そ の 他	6.2	—
合 計	100.0	100.0

出所) W. P. B. Facilities Action, July 1945. 及び W. P. B. Statistics Bureau
Facilities Branch, Aug., 1945. p. 12. Defense Production Administration,
Federal Aids to Facilities Expansion April, 31, 1951.

3 発行済必要証明書の業種別分類

申請書が受理され発行された必要証明書を業種別にみると、その90%までが製造工業の設備に対して出されており、残り約10%ほどが主に鉄道設備拡張のために主として運輸産業に集中している。

工業中、鉄鋼と非鉄金属のみで52.6%と約半分以上の割合を示している。また、化学及び応用製品や石油・石炭製品製造設備に関する設備の承認額は約20%と製造工業全体の1/5を占めている。発行された必要証明书中製造工業の設備拡大のうち約10%余りのみが最終生産物製造に関する設備で、主として飛行機や軍需品設備が主である。第二次大戦と比較すると朝鮮戦争期では鉄道など非製造業から製造業に重点を移して居る。鉄鋼・非鉄金属・化学及び応用製

品関係は著しい伸びを示しており、中でも鉄鋼製品は約3倍へとその割合を増加させている¹³⁾。

4 特別償却割合の決定とその批判

第二次大戦中の特別償却は設備の取得原価の全額に対して必要証明書を発行した。これに対しては第二次大戦後批判されたので朝鮮戦争期の国防経済ではより有効かつ公平な方法で行うため、議会は設備原価の100%以下の割合での証明権限を与え、国防努力の期待に資しうる経済的陳腐化を補償することを求めた。これについては内国歳入法第124A節で次のように述べている。「国防設備の調整された(取得原価)基準を決定する場合、その基準額は当局が緊急期間中に国防利益上必要と認められたもので、1949年12月31日以降の適正なる建築、築造、取得したものであり、またその償却額の割合は当局が国防目的上資することが証明されたものに限られる。」としている¹⁴⁾。

緊急期間中国防上必要と認められた割合は特別償却に付されるが、それ以外の部分は通常の償却率で償却することを認めた。この複雑さは特別償却規定の実務的計算を一層混乱させ、部分的必要額の計算調整を必要としたが、さらに「国防上必要と認められた」割合をどれだけにするかという行政上の実際の運営に当たった問題があった。

すでに見たように、朝鮮戦争の緊急期間の特別償却が始まるや当初に必要な証明書の申請が殺到しその設備に対する審査は緊急を要し、政府当局は個々の場合のケースを検討する時間を十分もつことが出来なかった。

資源配分の一層の能率化と公平性をめざす政策を実施するため、100%以下の割合を決定する過程の行政上の実務を簡素化すべく、特別償却の割合を全産業種別に設定するいわゆる業種別割合(The Industry-Wide Percentage)を採用した。これについては、1951年 Hardy 委員会が検討した際、国防生産管理局

13) U. S. Dept. of Commerce, op. cit., p. 13.

14) The Internal Rev. Code of 1950. sec. 124A.

(Defense Production Administration) の企業拡大部会 (Business Expansion Office) で B. D. Woodside 部長は次のように述べている¹⁵⁾。

「われわれはケース・バイ・ケースの方法よりもむしろ産業を単位とした分析の方がはるかに問題にとり組みやすい。以前述べたように十分明白化した目標がある場合や、この政策により試みられる拡大の範囲が十分よく知られている場合にはわれわれ担当者としては働きやすい。これらそれぞれの分野においてすでに確保された設備能力を実質的に非常に上回る増加が望まれる。」

この Woodside 部長の発言は産業別割合の採用に関して一般的政策を述べたのみならず、各産業の特定割合は一定の確立した目標のために十分な設備拡大を行うに必要な率であることを要望している。

委員会の報告ではその割合を決定する要素として、

- (1) 国防計画上必需品を賄うに要する各産業の生産能力の評価
- (2) 戦後におけるその設備の所有者にとっての経済的有用性
- (3) 投資が行われることを保証するに足る補助金の程度

を指摘している。

しかし、後にみる質疑応答から、特別償却を管理する当局は緊急期間後の設備の経済的有用性にはほとんど考慮を払っていないことがわかる。

ではこのような観点から決められた産業別割合はどのようであったか。1951年4月30日までに承認された必要証明書全体についてみると、これの平均が70%であるのに対して、化学、繊維、紙、パルプ及び非鉄金属産業は各々平均60%、軍需品生産や鉄鋼などについては80~85%を示している。ガソリンや燃料油精製設備に対しては全額の4/5に対して、また航空機製造設備についてはその2/3が特別償却に付すことを認められていた¹⁶⁾。

さらにミサイル、ロケットやその部品製造業に対しては85~100%が認めら

15) Hearings before a subcommittee of the Committee on Expenditures in the Executive Dept, House of Representatives, 82nd Congress, 1st sess, (1951) p. 34.

16) U. S. Dept. of Commerce, op. cit., p. 13.

れたのに対して、軍需用食品業などはわずか40%しか認められておらないなど、証明された割合と危険の程度との間には相関関係がある程度推測出来た。

たとえば、鉄鋼業に関する特別償却の承認割合が決定される過程について同じく Hardy 委員会の答弁を聞いてみよう。

国家生産局 (National Production Authority) の F. Creedon 次長は「勿論鉄鋼業の場合、そのこと (国防上必要と考えられた拡大を達成するに十分な投資を刺激する) から特別償却割合を決定することはおそらく1つの目標であったと思われる。鉄鋼業の場合、必要とせられた数量の増加拡大は平時保有されている量をはるかに超えるものであることが判った。例えてみると、その差異は次のように言える。通常の場合であれば、1968年頃になってはじめて達成出来るような量のインゴット製造能力を1954年中に獲得せんと努力するようなものである。これまで、相当期間にわたりかなりの遊休設備を有して来た鉄鋼業の歴史的観点から、将来において同様な遊休設備を有するに至るまでは約12年間分を一括するような異常な拡大を必要とする。……われわれが目的とした正常な拡大 (Normal Expansion) と必要とされる拡大との1954年での比率を計算し、その結果求められた数字が大体75%となっている。」¹⁷⁾

また、同委員会での国防生産局 (Defense Production Administration) W. H. Harrison 局長は鉄鋼業に対する特別償却承認割合に関して、「われわれはいくつかの重要な決定の基礎に対して生ずる比率を作った。この決定の重要性については云々しえないが、少なくとも私の考えでは期間末期に25%の有用性しかもたない同様な設備に対しては75%償却するよう勧告することにはならない。」と述べ、さらに Hardy 委員長「議会は緊急期間末における設備の価値に対して現実的評価を行うことを意図したのか否か」という質問に対しては、「議会はそのことを考慮すべき要素の1つとしてはいるが、決定的考察 (The Determining Consideration) とは考えていない」と述べている¹⁸⁾。彼のいう決定的

17) Hearings before a subcommittee of the Committee, op. cit., p. 31.

18) Hearings before a subcommittee of the Committee, op. cit., p. 27.

考察要素とは望ましい拡大に必要な投資を刺激するに要する割合を決定することにあったと考えられる。

このように特別償却を承認する割合が必要な拡大に要する投資刺激のために必要な水準を基準としており、緊急設備の緊急期間後の経済的有用性についての配慮という現実的仮定を含むならば、考察されねばならない個別企業レベルでの考察はなされていなかった。このことは産業別に一括化した比率を採用することと相まって企業個々の特殊事情は考慮されていないと考えられる。たとえば、W. H. Harrison 氏に対する質疑応答はこれを明らかにしている¹⁹⁾。

すなわち、Harrison 氏は「われわれは個々の申請書を基礎として出発している。この申請書の中で何に支出されているかを知り、これを分析してそれぞれの個々の構成要素に対して一定の割合を与える。……すべての要素を考慮した上で、われわれはそれを一般的数字にまとめ上げる。」と述べたが、Hardy 委員長は「それは結構なことである。では、一産業内の同種の設備に対して必要証明書の割合がどのように相違するのか」という質問に対して、Harrison 氏は「同種のものとは広い意味では石炭ガマと蒸気ガマという程度か」と聞いたのに対して、Hardy 委員長は「石炭ガマをとった場合、同一産業のある企業の石炭ガマと他の企業のそれとの間には特別償却を承認する割合にどれほどの差異があるのか」という問に対して、Harrison 氏は「私の記憶する限りではない」と述べている。

これらの証言から個別企業別決定を重視する Hardy 委員会では必要証明書の管理運営が不完全で公共の利益に反すると考えた。当委員会は設備の経済的有用期間が緊急期間中に低下する割合のみが必要証明書により償却する権利として認められるのであり、法や規則の下で必要証明書に対して認められる唯一の本来的な刺激は真正償却 (True Depreciation) までであるから、産業別に拡大が必要と考えられる程度まで投資を刺激するに要する割合を認めることは過剰誘発 (Excessive Inducement) を招くことになる。したがって、実際上の運営

19) Hearings before a subcommittee of the Committee, op. cit., p. 29.

において議会の意図が考慮されず規則が無視されたと考えたようである²⁰⁾。

さらに、Hardy 委員会では業種別一括処理手続に関しても批判が集中した。まず経済的陳腐化に対する評価が低かったことがあげられる。業種別一括処理は巨大企業と同様、財政基盤の弱い中小企業に対しても拡大刺激を与える程度の高い割合を示したため、巨大企業に対しては余計な恩恵に浴せしめるというのであった。さらに、業種別割合は個別企業の必要性を公平に考えることが出来ず、不必要な補助金を与えたりするので、無意味な結果にもなった。また、逆にこの方法は産業を広め中小企業を保護育成し地域経済を強化し競争を促進する手段を与えないと批判している。巨大企業にとって相対的に有利となる業種別割合は経済力の集中を強化し、緊急期間後の産業内の競争機会を縮小する。加えて、このような方法では予定された時点で望ましい場所において必要とされる特殊設備への投資が行われるか否かはまったく疑わしいとしている。

これら業種別一括割合に対する批判に答えるものとして Hardy 委員会は個別企業別決定 (Case by Case) 方式を求めていると言える。

5 第二次大戦時との比較

朝鮮戦争期の緊急期間の特別償却と第二次大戦中のそれとを比較することは興味深い。その過程でいくつかの重要な差異が見出される。先ず朝鮮戦争期の緊急期間中の特別償却計画は民間企業の資本財投資刺激を連邦政府活動の主要な目的としている。

第二次大戦中の全製造工業の設備投資は230億ドルの中、170億ドルが生産設備を中心とする連邦政府の直接投資であった。この連邦政府の直接投資は新製品や試験的製品を生産するための軍需産業設備に集中していた。このため民間企業の設備投資は抑制された。とくに緊急性の少ない、また投資危険の少ない正常時の平和産業に対するものが抑制の対象となった。次に、第二次大戦中の

20) House Report No. 504. 82nd Congress 1st session (1951) p. 24.

特別償却は全戦争期間中65億ドルを上回る額の必要証明書が発行された。この必要証明書が最も多く認められた産業は鉄道業のそれで、総額の1/5を占めていた。鉄道以外の運輸と電力など非製造工業グループが総額の1/3、製造工業が残り2/3となっていた。

既掲の第2表は両期間における業種別必要証明書発行高の比率を示しているが、第二次大戦時には最終生産物生産設備に重点をおいていたが、朝鮮戦争期間において鉄鋼など基礎素材生産設備に一層重要性が付与されていたことが判る。第二次大戦中は準備段階ですでに可成りの不足が消費財部門にみられ、国防生産に本質的に必要な生産設備の拡大には消費財の供給が必要であったし、その流過程を円滑にする必要があった。

また、国防準備期間が比較的短く、全面的国防生産の必要性は経済に対して大規模な生産設備の拡大のみならず、急速にして広範な戦争体制への転換を必要としたため、民間企業の投資を気長に待つことが出来ず、したがって政府の直接投資が主として軍需に必要な基礎産業へ流れたことが類推される。このため、第二次大戦中の特別償却による民間投資刺激が製造工業以外のウェイトで高まる結果となった。

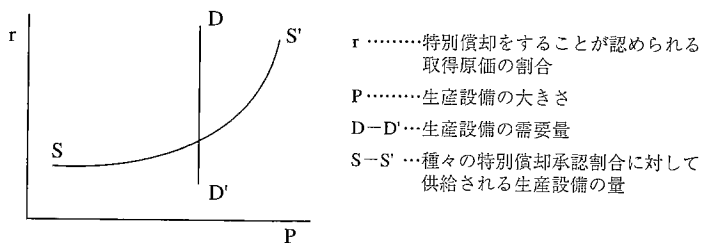
このような状況は朝鮮戦争期とは対照的である。朝鮮戦争期では産業設備は朝鮮事変以前に大部分が第二次大戦後の消費財需要を充たすために利用されていたし、緊急期間という準戦時体制の下においては軍需産業への投資は平和産業へのそれと二者択一的関係にあり、その企業に与えられた選択は第二次大戦よりも広がった。また、朝鮮戦争期の特別償却は第二次大戦時ほど大規模な動員でないにしても大部分が無制限に続くという前提に立っていた。第二次大戦の場合、直接国防生産に転換する一層広範な可能性があったのに対して、朝鮮戦争の場合は平和・軍需両産業に対して刺激を与え、資源を供給する基礎素材供給設備に重点が置かれたこともこの無制限に継続する予想から肯かれる。

さらに、基準日を後にとって、朝鮮戦争期末期の1955年9月までについてみると、約312億ドルに達する民間企業設備について取得原価の平均60%に対し

て特別償却の承認が認められた²¹⁾。すなわち、特別償却額のみをみると、第二次大戦中の全期間を通じて約65億ドルに対して朝鮮戦争の場合は1951年4月までで約35億ドル、1955年9月には187億ドルとその絶対額にみられる規模ははるかに大きい。

6 承認割合の経済学的分析

緊急に相当量の生産設備能力を増加させねばならない場合、特別償却の承認割合はこれらを供給するに十分高くなければならないが、それ程必要性が高くない業種に対しては、より低い率が設定されることが望ましい。これらの割合の決定要素はその生産設備のもつ経済的価値のありうべき有効期間ではなく、それら生産設備を政府が必要とする設備需要の要望度である。このような場合、業種別償却割合決定法の構造を経済学における価格決定システムのモデルで見ると、不完全競争の価格システムに似ている。



第1図 一産業の緊急生産設備の需給

不完全競争価格決定モデルの一例として、第1図をみると、この図の需要曲線は政府の生産設備の国防計画目標を示している。それはいわば買手独占のケースであり、唯一の購入独占者である政府の需要する設備量を示しており、特別償却割合に対してすべて非弾力的である。需要曲線の決定要素は世界緊張の割合であり、政府の手段は国防目標達成のために要する一定量の生産設備の必要性に直結しており、このような設備の需要曲線は価格の変化にはまったく

21) New York Times, Sept. 6, 1955, p. 38, D. A. Thomas op. cit., p. 62.

無関係である。

他方、供給曲線は SS' で示され、特別償却が取得原価の何パーセントまで認められたかの割合に応じてその産業が提供する生産設備の数量を示している。この供給曲線の決定要素は特別償却が取得原価に対して認められる割合であり、戦争終結に伴う経済的陳腐化や遊休化の危険が重要なものであれば、その必要性は大であり、また企業にとっては二者択一的な平和産業設備への投資に対する機会費用が高まれば、緊急生産設備に対して一定量の供給を得るには、より高い特別償却割合を認められることが必要となろう。経済的損失が軽微で必要性の少ない場合は選択的投資に対する機会費用も制約的であるので、比較的低い特別償却割合で良いことになる。

このようにして得られた需要曲線と供給曲線の交点が政府が必要と考える当産業の緊急設備の量を調達するのに必要な特別償却割合を示している。したがって、政府は国防計画を達成するのに必要な各緊急設備について、それぞれの設備を供給する産業種類毎にかかる方法で必要証明書に示される特別償却を行うことが出来る割合を決定する。このような経済学的分析によって業種別割合を決定することが出来る。

7 企業別特別償却割合の決定

これに対して Hardy 委員会が求めていた個別企業別決定方式 (The Case by Case Approach) は産業別特別償却の決定に対して個々の企業の特事情を加味してさらにきめの細かい割合を決定することを要求している²²⁾。すなわち、マクロ的には不完全競争の価格決定システムによる産業の場合においても、その産業の中の個々の企業の緊急設備供給計画は必ずしも同じとは言えない。たとえば、ある産業のA企業は特別償却が50%認められれば、緊急設備への生産を行うが、A企業よりも効率の悪いB企業では取得原価の60%が特別償却に付き

22) Hearings before a Subcommittee of the Committee on Expenditure in the Executive Dept., H. R. 82nd Congress, 1st sess. (1951) p. 31.

第3表 緊急生産設備供給表

証明された特別償却の割合	50%	60%	70%
供給数量			
企業 A	10,000	15,000	18,000
B		10,000	12,000
C			5,000
	10,000	25,000	35,000

れねば、投資効果はないとし、さらにC企業は70%の必要証明書を手にするまでは全然行動を起こさないことが仮定される。

これら緊急生産設備供給表を示す第3表によれば、A企業は特別償却が取得原価50%まで認められると10,000単位を供給し、60%では合計15,000単位、70%で合計18,000単位を供給すると仮定すると、企業Cは70%認められた時はいじめて5,000単位だけ供給する。この場合、同じく10%ずつ増加しているにもかかわらず、例えばA企業の場合、50%から60%の時は5,000単位、60%から70%の間は3,000単位と通減するのは、生産設備が増加するとともに危険もそれだけ増加するため証明割合の絶対値が大きくなればなるほど伸び率は低下する。今、第3表に示される条件の下で政府が35,000単位を国防計画のための生産設備拡大に要する追加的の生産設備量と仮定すれば、取得原価の70%に対して特別償却を認めた必要証明書を発行する必要が生ずる。もし10,000単位だけなら50%の承認ですむ。この場合、もし産業別割合が第3表に示される条件の下でC企業にも緊急設備が導入されるほど十分高いとすれば、企業A・Bの平均特別償却必要割合は設備拡張に要する限界割合よりも低いのでAとBは恩恵 (gratuity) を受けることになる。

たとえば、企業Aは60%から70%に償却割合が認められることによりさらに3,000単位という増加が見られるが、この70%は10,000単位生産する場合よりも20%高く、また15,000単位生産する場合よりも10%高い。したがって、18,000単位のうち3,000単位は70%の特別償却割合を必要とするが、他の

15,000単位は70%以下の特別償却割合でよい。すなわち、10,000単位に対しては特別償却の20%、5,000単位に対しては10%という特別償却割合が平均よりも高い所で決められた利益を企業Aが受けることになる。さらに企業Aは10,000単位が最適生産量に達していないなら、10,000単位から18,000単位と生産量が増えることにより生産量増加による大規模生産の利益を受けるであろう。政府にとって最も効率の良い方法(それは納税者にとって最も有効な財政支出法であり社会的には資源の最適配分であるが)は、A企業に対しては18,000単位の供給の場合、最初10,000単位は50%、次の5,000単位には60%、次の3,000単位には70%、またB企業に対しては当初10,000単位は50%、次の2,000単位には70%、C企業には当初5,000単位に70%を認めるという方法である。これが企業別償却割合決定法である。しかし、これはA企業がB、C企業の行動にまったく無関心に行動する場合に初めて可能である。すなわち、たとえば、A企業はB企業が60%で10,000単位生産しているにもかかわらず、自分の10,000単位は50%しか認められず、さらに5,000単位分に対して初めてB企業と同じ割合が認められるということに無関心であれば、このようなことも考えられる。同一生産物に対して他企業が優先的取扱いを受けることを認める理由が明らかでないから、Aに対する特別償却の刺激は減少する。完全な戦争経済と異なり緊急期間中の経済の段階では、企業は軍需用生産物を生産するか平和産業製品を生産するかについて選択権を有する。

そこで、A企業は緊急設備の投資に対する魅力を感じなくなり緊急設備の生産を行わなくなる。かえって低能率のB、C企業に対してその設備を求めなければならぬため、効率的資源配分が不可能となると共に、A企業の愛国心まで削減することにもなる。

このように企業別償却割合の決定は、最も低い能率の企業が国防生産の担い手になると考えられる。このような事態の変更は政府ひいては納税者にとっては国防生産費の上昇をもたらし、貴重な資源を最低能率の企業に配分することになる。

また、企業別償却割合により一定の償却割合を決定するには、多くの個別的要素を加味しなければならない。このような要素を加味するには多くの推測や見積もりが必要であり、また緊急時に必要な管理機構に複雑性が生じる。ことに緊急期間の初期においては、設備計画の必要性に対する変更を考えると、個別的要素の評価に相当長時間の調査研究を要する。たとえ十分な時間があっても多くの考察で現実的な解答が得られるか否かは疑問である。管理当局がこのような決定に際してあらゆる知識を得ると考えられる保証は何もない。

以上の通り、企業別割合決定法には緊急時に必要とせられる実際量が十分調達出来るか否かについて疑問が残る。むしろ、経済全体としてはまた管理者のための国防努力としては一産業の全企業に対して画一的割合で証明書を与えることが望ましい。この方法では資源をより経済的かつ有効に利用する結果になるのみならず、国防設備や生産物の確保に一層の有利性を与えよう。国防生産物が非常に必要とされる場合には、いわゆる「恩恵」を与えて緊急設備の投資を刺激し、また、その「恩恵」の大きさは各企業の能率向上やコスト・ダウンなどの企業努力により一層大きくなりうる方法は刺激を増すであろう。

産業別割合は不公平な経済力の集中を招くという意見もあるが、産業別割合が公平に採用されることにより、低い生産費で供給しうる生産者が高い生産費で供給する生産者よりも一定の特別償却率に対して受ける相対的利益が多いのは当然であり、これは何らのさまたげにもならないし、また、競争力を弱める証拠にもならない。

もちろん、この一定の特別償却率は所定の生産物量を得られるに十分高くなければ投資刺激に役立たないが。

総生産物が能率の低下により減少せざるを得ないという事実は国防時、平時を問わず、重要であり、高生産費の企業が参加しなければ国防設備の必要量が満たせなくなる事態は緊急に一定水準の国防設備の供給を確保しなければならないときにはより致命的となろう。

* なお本稿の執筆にあたっては、平成10年度私立大学等経常費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費（研究科分）の助成を受けました。